

岩手県告示第388号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

令和8年7月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		有効期限
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所	
岩手県第300号	副産石灰肥料	くみあいてんろ副産石灰	アルカリ分 43.0 く溶性苦土 2.0	% 肥料の品質の確保等に関する法律第3条第1項に規定する公定規格のとおり	ミネックスHD株式会社	岩手県釜石市 大字平田第3 地割46番地3	令和14年 1月28日
岩手県第301号	混合石灰肥料	粒状てんろタンカル	アルカリ分 42.0 く溶性苦土 1.0	% 肥料の品質の確保等に関する法律第3条第1項に規定する公定規格のとおり	ミネックスHD株式会社	岩手県釜石市 大字平田第3 地割46番地3	令和14年 2月15日
岩手県第302号	副産石灰肥料	三陸45（カキ殻有機石灰）	アルカリ分 45.0	% 肥料の品質の確保等に関する法律第3条第1項に規定する公定規格のとおり	株式会社北興物産	宮城県気仙沼市常楽148番地20	令和14年 6月21日